

平成28年12月29日

8市の創業支援事業計画において千葉県信用保証協会が 認定連携創業支援事業者となりました。

当協会は、産業競争力強化法に基づく平成28年12月26日付け第10回創業支援事業計画の認定(変更)により、千葉市・市川市・船橋市・松戸市・市原市・八千代市・富津市・袖ヶ浦市の8市の創業支援事業計画において、認定連携創業支援事業者となりました。これにより当協会が実施する「創業スクール」が特定創業支援事業となります(富津市・袖ヶ浦市については平成29年度の創業スクールより対象)。

上記8市内で創業する方が創業スクールを修了(本スクールを全て受講し、一定の条件を満たした場合に限る)されますと以下の特典が受けられるようになります。(上記8市以外で創業する方は、以下の③④の特典が受けられます。)

- ① 創業促進補助金の申請が可能になります。
- ② 会社設立時の登録免許税が半額になります。
- ③ 支援創業関連保証が利用できます。
- ④ ちば創業応援助成金の申請が可能になります。

※平成28年12月26日現在

認定に先立ち、平成28年12月14日に当協会と8市で「創業支援事業共催に係る担当者連絡会議」を開催し、連携強化のため情報交換を行いました。

当協会としましては、第11回以降の認定(変更)においても徐々に連携する市町村を増やし、県内創業者への支援をしていきたいと考えております。



8市の担当者の皆様と、
当協会宮原創業サポートチームリ
ーダー(写真左から4番目)

問い合わせ先 千葉県信用保証協会 業務企画部業務企画課 TEL:043-221-8185